

## 広島県告示第八十八号

建築士及び建築士事務所の開設者を対象とする講習の指定に関する規程（昭和六十一年広島県告示第千六号）第三条第一項の規定によつて、次の講習を指定した。

令和八年二月九日

広島県知事 横田美香

実施法人の名称及び住所	一般社団法人広島県建築士事務所協会（広島市中区八丁堀五番一三一號）	一般講習	開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会	講習の対象者	講習の名称	一般講習又は特別講習の別	実施頻度	講習の実施頻度及び実施地
広島県内	広島県内	実施地	広島県内に建築士事務所を開設している開設者、建築士等	年二回	実施頻度	一般講習	実施頻度	講習の実施頻度及び実施地